

平成25年度第6回秋田市公文書管理委員会会議録

1 日 時 平成25年12月16日（月）

午後6時～午後8時

2 会 場 研修棟第1研修室

3 出席者

（委員会） 池 村 好 道 委員

高 橋 秀 晴 〃

竹 田 勝 美 〃

藤 盛 節 子 〃

渡 辺 英 夫 〃

（事務局） 総務部文書法制課長 嶋 貢

〃 課長補佐 三 浦 正 司

〃 副参事 石 黒 一 史

〃 副参事 西 谷 隆

〃 主席主査 澤田石 真

〃 主席主査 熊 谷 みゆき

〃 主査 佐 藤 康 直

〃 主事 佐 野 景 一

〃 主事 大 塚 哲 平

4 案件

(1) 「秋田市公文書管理条例に基づく規則等の設定について」のうち、次に掲げる事項

ア 各実施機関の公文書管理規程（案）

イ 秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）附則第3項および第4項に規定する市長が別に定める期間の設定

(2) 「秋田市公文書管理条例に基づく規則の設定について」に対する答申について

(3) その他

第6回秋田市公文書管理委員会会議録

- 事務局(石黒) たゞいまから、平成25年度第6回公文書管理委員会を開催する。
はじめに定数の確認だが、本日は、委員5名が全員出席しているの
で、秋田市公文書管理委員会規則第3条第2項に基づき、委員会が
成立していることを報告させていただく。
ここからの進行は、池村会長にお願いする。
- 池村会長 それでは議事に入る。
はじめに、会議録署名委員の指名だが、委員名簿に従い、今回は
藤盛委員にお願いする。
- 藤盛委員 (了承)
- 池村会長 それでは、議事の(1)のア「各実施機関の公文書管理規程(案)」
について、事務局から説明願う。
- 事務局(三浦) (案件1「各実施機関の公文書管理規程(案)(教育委員会、選
挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評
価審査委員会、公営企業管理者、消防長および議会)」、資料1
「秋田市公文書管理規程と各実施機関の公文書管理規程との対照
表」に基づき、各実施機関の公文書管理規程(案)について説
明)
- 池村会長 たゞいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
- 藤盛委員 案件1は、各実施機関がそれぞれ作成した管理規程なのか。それ
とも、事務局から各実施機関に対して例示したものなのか。
- 事務局(石黒) 当委員会で審査していただいた「秋田市公文書管理規程」を提示
し、それを基に、各実施機関が検討を行って作成したものである。
- 渡辺委員 各実施機関でも公文書ファイル管理簿や引き続き保存・廃棄簿等
を作成することとなると思うが、それは各実施機関の規程のどこに
規定されているのか。

事務局(三浦)	いずれの訓令も、当該訓令に定めるもののほかは公文書管理条例、秋田市公文書管理条例施行規則および秋田市公文書管理規程の例による旨の定めを末尾に設けている。この規定により、秋田市公文書管理規程に倣って、各実施機関でも公文書ファイル管理簿や移管・廃棄簿等を作成することとなる。
渡辺委員	管理体制に関する規定に「総括文書管理者が指名する者」という表現が出てくる。その他の部分はいわゆる充て職の規定であるのに対し、ここでは指名する者を指名する規定となっている。このような規定は一般的なもののなのか。
事務局(石黒)	配置職員の状況が異なり、人事異動等で配置職員の状況が変動する可能性があることからこのような表現をしている。実務的には、配置職員の中から適当な者を指名することになる。
池村会長	条例の例によるという表現はあまり聞いたことがない。「国税滞納処分の例による。」、「民事訴訟の例による。」などのように、通常は制度を引用するように思う。法令名を引用して「例による。」という表現は、よくあるもののなのか。
事務局(嶋)	一般的な法律や条例等では、その制度を指して、なおかつ必要なところでは読み替えなどをして正確に引用できるように「例による。」という表現を用いていると思われる。しかし、当市では、包括的にそのルールを使うという趣旨で用いている例がある。もっとも、法令審査の段階でより厳格な表現に改められることも考えられる。
池村会長	廃棄についての規定をあえて規定しているのはなぜか。条例に規定があることを、なぜここで繰り返す必要があるのか。
事務局(石黒)	各実施機関の公文書管理規程では、文書管理者が廃棄の実務を担う旨を規定し、具体的な対応と責任の所在を明らかにするものである。
池村会長	監査委員の公文書管理規程が、「監査委員事務局公文書管理規程」になっている。これは、秋田市公文書管理規程の「市長の事務部局における・・・」という表現に合わせたものと考えるが、市長

の事務局とすると、市長自体が含まれないことになる。事務局段階のみを問題にして、最終的な意思決定に係る部分を対象外としてしまうことには疑問が残る。

もっとも、執行機関である監査委員の場合、「監査委員」と表現すれば監査委員しか意味しないし、「市長」と書くと市長しか当てはまらないのではないかという遠謀深慮があることはよくわかるが、実施機関としての市長、実施機関としての監査委員という、条例の出発点から規定すれば何も問題はないと思う。

特定歴史公文書等となったときに、利用したいのは事務局の文書というよりも最終的にどうなったのかということだと思う。本質的なことではないかも知れないが、単に字句の修正という問題だけではなく、検討する余地があるのではないか。

事務局（嶋） 監査委員の場合は、監査委員会という組織を作っているわけではなく、単独の監査委員であり、事務局という実務を行っている組織の規程という意味で書いたものと思うが、確認してみなければわからない。

市の規程に「市長事務局」という表現があるのは、実施機関たる市長と、全体の文書を管理する総括としての市長という違いがあることによるものと、行政組織の中で市長の範囲を指すときに、市長事務局という表現が慣例として使われていることから、その表現を用いているものである。これについては、例規全体に関係するものなので、法制担当とも相談し検討したい。

池村会長 秋田市公文書管理規程で、秋田市公文書管理条例を省略するときに公文書管理条例としているが、ほかはただ単に条例という表現を用いている。統一したほうが良いのではないか。

事務局（嶋） 秋田市公文書管理規程では、別表で条例全般の意味で条例という言葉を用いているため、紛れのないよう公文書管理条例という略称を用いている。表現については再度検討したい。

池村会長 各実施機関の規程の第2条は、「用語の意義は、条例および秋田市公文書管理規程の例による。」となっている。もっとも、秋田市公文書管理規程には、各実施機関にはない制度である、引き続き保存に関する定義があるだけである。用語の意義について、秋田市公文書管理規程の例による必要はないのではないか。

事務局（嶋）	全体を読む際に、市長以外の実施機関には関わらないと考える。再度精査したい。
池村会長	ほかにないか。 ないようなので、議事の(1)のイ「秋田市公文書管理条例（平成24年秋田市条例第58号）附則第3項および第4項に規定する市長が別に定める期間の設定」について、事務局から説明願う。
事務局(三浦) 事務局(澤田石)	（案件2「秋田市公文書管理条例附則第3項および第4項」に基づき、秋田市公文書管理条例附則第3項および第4項に規定する市長が別に定める期間の設定について説明）
池村会長	ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
池村会長	ないようなので、議事の(2)「秋田市公文書管理条例に基づく規則等の設定について」に対する答申について、事務局から説明願う。
事務局(三浦)	（案件3「秋田市公文書管理条例施行規則（仮称）（案）」、案件4「秋田市公文書管理規程（仮称）（案）」、案件5「秋田市特定歴史公文書等利用等規則（仮称）（案）」および案件6「秋田市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（仮称）（案）」ならびに資料2「秋田市公文書管理委員会からの意見等への対応について」に基づき、「秋田市公文書管理条例に基づく規則等の設定について」に対する答申について説明）
池村会長	ただいまの説明に対し、質問、意見はあるか。
渡辺委員	一度、別表に従って分類された公文書の分類が変更されてしまうことはないのか。先日の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会でも、公文書管理法施行前のもものではあるが、事後的な分類変更および保存期間の短縮によって公文書が廃棄されてしまった事例が報告されている。
事務局（嶋）	渡辺委員が指摘するように、1つの文書について複数の側面で分類されてしまうおそれがあることは否定できない。本市において、完全に紛れがない別表を作成することも現状では難しいと考えてい

る。もともと、公文書管理条例および関連する規則、規程等を施行させる際に、様々な研修を実施したり、情報提供や相談を密に行うことで、より具体的で紛れのない基準を定めるよう努力したいと考えている。また、保存期間は、長い方に合わせるのが原則となる。渡辺委員が指摘するような事態を完全に防ぐことは難しいかもしれないが、より少なくできるものと考えている。

池村会長 秋田市公文書管理条例施行規則の別表に行政手続法が出てくるが、これは、秋田市独自の行政処分と国の法律に基づいた行政処分の両方を想定しているということなのか。

事務局（嶋） 法律に基づいて行う業務についても、市で基準等を定める場合があるため、行政手続条例が適用されるもののみならず行政手続法に該当するものも含めて規定している。

池村会長 法律を根拠とするものについては、国で保存期間を定めているのではないか。国の保存期間と市の保存期間との間に食い違いはないのか。

事務局（嶋） 国が定めた保存期間と同様の期間を定めている。

池村会長 ほかにないか。

渡辺委員 秋田市公文書管理規程別表第2の34項で、引き続き保存をする公文書の記録の整理に関する文書および廃棄する公文書の記録の整理に関する文書を廃棄することとしているのは不適切ではないか。保存期間が満了した文書に関して文書法制課が取りまとめた文書が永久保存されるとの説明だったが、この部分を引き続き保存とする方が簡潔で良いのではないか。

事務局（澤田石） 別表には全体に共通の文書を記載している。文書法制課固有の文書については、ここに記載されるものではなく、文書法制課の標準文書保存期間基準等で定めることになる。全課分の保存期間が満了した文書に関する文書を引き続き保存することは、同じ文書を二重に保存することになるため、別表では廃棄としている。

渡辺委員 文書法制課が取りまとめるのは、公文書ファイル管理簿ではない

	のか。
事務局(澤田石)	公文書ファイル管理簿の取りまとめも引き続き保存をする公文書の記録の整理に関する文書および廃棄する公文書の記録の整理に関する文書の取りまとめも行う。
渡辺委員	明文上の根拠はあるのか。
事務局(嶋)	秋田市公文書管理規程第3条第3項第1号に総括文書管理者の事務として引き続き保存・廃棄簿の調整が規定されている。総括文書管理者は、引き続き保存・廃棄簿を調整し保有することになるので、実務的には文書管理部門である文書法制課が取りまとめを行い、永久保存することになる。
渡辺委員	引き続き保存・廃棄簿の調整されることが引き続き保存・廃棄簿が永久保存されることの根拠にはならないのではないのか。
竹田委員	何が引き続き保存され、何が廃棄されたのかが毎年書き足されていくということではないのか。
事務局(嶋)	実務上は、帳簿自体を作成し直すこともあるかもしれないが、引き続き保存および廃棄の履歴について加筆訂正、加除等を行いながら帳簿を管理していくことになる。詳細な運用は未定であるが、引き続き保存および廃棄の経緯が分かるようにしなければならないと考えている。
池村会長	ほかはないか。
渡辺委員	市長については、公文書を一元的に管理する市長と実施機関としての市長という2つの人格を持つことになり、他の実施機関と比較して、公文書管理の手続的適正さが弱いのではないのか。
事務局(嶋)	国とは異なり、機関が完全な縦割りとはなっていないことから、一元的に管理する市長が実施機関の市長であったり、市長の事務局においても、例えば、文書法制課長が文書管理者と副総括文書管理者の役割を併任することが想定される。実務的には、一元的に管理する市長のもと、他の実施機関と差が出ないよう公文書管理を行

っていくことになる。管理委員会からの意見も受けながら、適正な管理を行っていきたいと考えている。

藤盛委員 秋田市公文書管理規程第24条の管理状況の報告等は、決定してからの報告となるのか、疑義が生じないように決定前に行うものなのか。

事務局(嶋) 秋田市公文書管理規程第24条第1項は、公文書ファイル管理簿の記載状況等に関する定期報告であり、同条第2項は、秋田市公文書管理条例第9条第3項の規定による求めがあった場合の報告等となっている。

渡辺委員 秋田市公文書管理規程第12条の、「原則として三段階の階層構造に分類」について、具体的に説明してほしい。

事務局(澤田石) 公文書を大分類、中分類および公文書のタイトルの三段階に分類することである。

渡辺委員 「原則として三段階の階層構造に分類」という表現は一般的に通用するものなのか。

事務局(澤田石) 現在、ファイリングシステムの導入に当たって、職員研修を実施しており、その中でも同様の表現を用いている。そのため、少なくとも実際に分類を行う職員には通用する表現である。

池村会長 ほかにないか。

渡辺委員 秋田市特定歴史公文書等利用等規則第10条では、利用請求から15日以内に利用決定等を行うこととされているが、目録や複製物が整備されている場合には、すぐに利用することも可能になるのか。

事務局(大塚) そのとおりである。

渡辺委員 秋田市特定歴史公文書等利用等規則第5条から特定歴史公文書に携わる職員の研修の実施についての規定が削除されているが、この研修は実施しないのか。

事務局(嶋)	公文書管理等の職員研修については、条例で規定しており、ここでいう個人情報の漏えいの防止に関する研修についても、当然実施するものであることから、削除したものである。
竹田委員	秋田市公文書管理規程第25条においても職員研修についての規定があり、準用されるものと思われる。
池村会長	ほかにないか
高橋委員	審査基準の意見等への対応の公人と私人の区別の部分の「今後公開が予定されている個人情報」というのはどのようなものをいうのか。
事務局(嶋)	一定期間経過後に公開されるものであって、公開前に利用させることに支障がないものについては、積極的に公開していくということである。個人情報保護条例と同様の表現である。 当然、個人識別情報が含まれる公文書については、原則利用不可ということになるが、公になっているもの、十中八九公開が予定されているもので利用に支障がないもの等は、可能な限り市民の利用に供するようにしたいと考えている。
池村会長	ほかにないか。
池村会長	案件6の公文書管理条例第15条第1項第1号アの利用制限情報該当性の判断基準の部分で、法令上従う義務を有する国の機関等の指示に地方自治法第245条の9の処理基準が含まれているが、解釈の分かれるところである。解釈に当たっては、情報公開条例との整合性を図るべきであるが、検討の余地が残されている部分であると思う。
事務局(嶋)	該当部分の記述は、秋田市の情報公開事務の手引と同様のものとなっているが、検討・調査も行っていきたいと思う。
池村会長	現段階では他の条例との平仄が合っていれば良いと思う。今後の課題としてほしい。 ほかにないか。 そうすると、より洗練された制度にするために検討すべきではな

いかという意見はあったが、これまで調査審議を行ってきた諮問事項については特に修正を加える必要はないように思う。

その上で、制度運用等を含めて意見、要望等があれば適宜答申案の中に盛りこむことも可能であるので、何かあればここで発言願いたい。

藤盛委員 公文書管理に関する知識・技能を職員全員が身につけられるよう、研修の手法等には十分配慮してほしい。

事務局（嶋） 規定上やらなければならないことになっているが、新しい制度であり時間を要する部分もあると思う。研修は、継続的に行っていきたいと思っている。

池村会長 明文があり、事務局としても研修の重要性は十分認識しているようだが、当委員会として要望すべきか。

藤盛委員 文書管理部門の職員がそうであるからといって、他の職員もそうであるとは限らないので、お願いしたい。

池村会長 人事異動等にも鑑みれば要望として答申に盛り込んでも良いかもしれない。
ほかにないか。

渡辺委員 全体的な方向性は良いと思うので、是非その方向性を維持してほしい。その上で、利用の促進を図るため、目録に付される記号番号等のみで特定歴史公文書等を特定できるようにすること、市民が利用しやすいよう閲覧場所や閲覧時間を工夫すること等、利用者の立場に立った配慮をしてほしい。

池村会長 2つの要望が出されたが、どちらも当委員会の要望として答申案に書き込むということによろしいか。

委員一同 （了承）

池村会長 それでは、1点目は研修の充実に努めてほしいということ、2点目は特定歴史公文書等の利用の促進に資するような制度に関わる情報提供を十分に行ってほしいということである。規則等の設定につ

いて修正箇所はなし、2点要望するということを骨子として案を作成し、確認後、市長に答申を提出をすることとするがよろしいか。その際に調整が必要な場合は、委員長に一任していただきたい。

委員一同

(了承)

池村会長

それでは、議事の(3)「その他」について、何かあるか。

事務局(石黒)

(今後の手続について説明)

池村会長

4「その他」について何かあるか。
ないようなので、これをもって平成25年度第6回秋田市公文書管理委員会を終了する。